

産前産後休業終了時 報酬月額変更届

常務理事	事務長	課長	係長	扱者

年 月 日 提出

受付印

提出者記入欄

事業所記号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ()

社会保険労務士記載欄

氏名等

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の3)

*必ず□に✓を付してください

健康保険組合理事長あて

住所

氏名

電話 ()

年 月 日

申出人署名欄

被保険者欄

① 被保険者整理番号								
② 被保険者氏名	(フリガナ) 氏	(名)	③ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成	年	月	日	
④ 子の氏名	(フリガナ) 氏	(名)	⑤ 子の生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日	⑥ 産前産後休業終了年月日 7.平成 9.令和
⑦ 給与支給月及び報酬月額	支給月	給与計算の基礎日数	⑧ 通貨	⑨ 現物	⑩ 合計	⑪ 総計		
	月	日	円	円	円	円		
	平均額	円	円	円	円	円		
⑫ 従前標準報酬月額	千円	⑬ 昇給降給	1. 昇給 2. 降給	⑭ 遡及支払額	月	円	⑮ 改定年月	
	円	月	円	円	年	月	年 月	
⑯ 給与締切日・支払日	締切日	支払日	⑰ 備考	⑱ 決定後の標準報酬月額			千円	
日	翌月 日	日	1. 二以上勤務被保険者 2. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 3. パート 4. その他 ()	千円				
⑲ 月変該当の確認	産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、育児休業等を開始していませんか？			<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 該当する場合はチェックしてください		※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。		

○産前産後休業終了時報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

この届書は、産前産後休業終了時に子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

産前産後休業終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3カ月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号を記入してください。

事業所 記号		1	1	1	1
-----------	--	---	---	---	---

申出者記入欄 : 月額変更該当する被保険者の方が、住所・氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認するため、必ず被保険者本人が口にて✓を付してください。
また、右上にこの届書を事業主に提出する日付をご記入ください。

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

②被保険者氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③被保険者生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤	昭和		年		月		日
	7.平成	6	3	0	5	0	3

⑥産前産後休業終了年月日 : 産前産後休業を終了した日付をご記入ください。

⑦給与支給月
及び報酬月額 : 支給月には、育児休業等終了日の翌日の属する月から3カ月を記入してください。
「給与計算の基礎日数」には、月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数をご記入ください。
「給与計算の基礎日数」は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
「㊦通貨」には給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
「㊧現物」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、
その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
「㊨合計」には、「㊦通貨」と「㊧現物」の合計額をご記入ください。

⑧総計 : 「給与計算の基礎日数」が17以上の月（「短時間労働者」の場合は11以上の月）の「㊦㊨合計」を総計した金額をご記入ください。
※「パート」の場合で3カ月の間に17以上の月がない場合は、15以上の月の「㊦㊨合計」を総計してください。

⑨平均額 : 「⑧総計」で算出した金額を、「給与計算の基礎日数」が17以上の月数（「短時間労働者」の場合は、11以上の月数）
で除して得た金額を記入してください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で3カ月の間に17以上の月がない場合は、15以上の月数で除してください。

⑩修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。

⑪従前標準報酬月額 : 従前の標準報酬月額をご記入ください。

⑫昇給降給 : 昇給または降給のあった月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。

⑬遡及支払額 : 遡及分の支払があった月に支払われた遡及差額分をご記入ください。

⑭改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月を記入してください。産前産後休業終了年月日の翌日が属する月から4か月目となります。

⑮給与締切日・支払日 : 給与締切日を記入してください。給与締切日が月末の場合は、「末日」とご記入ください。
給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを○で囲み、支払日をご記入ください。

⑯備考 : 「1.二以上勤務被保険者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「2.短時間労働者」「3.パート」に該当している場合は、○で囲んでください。

⑰月変該当の確認 : 産前産後休業を終了した翌日に引き続いて、育児休業等を開始していないことを確認してください。
引き続き育児休業等を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

お知らせ

- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。

健康保険

産前産後休業終了時 報酬月額変更届

常務理事	事務長	課長	係長	扱者

1年9月1日提出

受付印

提出者記入欄

事業所記号 d11111

事業所所在地 〒000-0000 横浜市中区〇〇町3-2-1

事業所名称 ××興産 株式会社

事業主氏名 代表取締役 △△ □□

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

社会保険労務士記載欄

氏名等

産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の3) 1年9月1日

*必ず□に✓を付してください

健康保険組合理事長あて

住所 横浜市西区北幸2-10-39 日総第5ビル7階

氏名 健保 花子 電話 045 (314) 1477

申出人署名欄

被保険者欄

① 被保険者整理番号	10																			
② 被保険者氏名	(フリガナ) ケンボ	ハナコ	③ 被保険者生年月日	昭和	7.平成	6	1	0	4	1	5									
④ 子の氏名	(フリガナ) ケンボ	シロウ	⑤ 子の生年月日	令和	7.平成	0	1	0	5	0	1	⑥ 産前産後休業終了年月日	令和	7.平成	0	1	0	6	2	6
⑦ 給与支払月及び報酬月額	支給月	給与計算の基礎日数	通貨	現金	合計	⑧ 総計														
	6月	0日	0円	0円	-円	560,000円														
	7月	31日	280,000円	0円	280,000円	⑨ 平均額 280,000円														
⑪ 従前標準報酬月額	300千円	⑫ 昇給降給	1.昇給 2.降給		⑬ 遡及支払額	⑭ 改定年月 1年9月														
	⑮ 給与締切日・支払日	締切日 末	支払日 当月 25	⑯ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 二以上勤務被保険者 3. パート 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. その他()										⑰ 決定後の標準報酬月額	280千円				
⑱ 月変該当の確認	産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、育児休業等を開始していませんか? <input checked="" type="checkbox"/> 開始していません										※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。									

○産前産後休業終了時報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。